寄付金依頼書

平成30年1月 公益財団法人 神戸国際医療交流財団

寄付金の依頼書

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当財団事業活動に格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益財団法人神戸国際医療交流財団は、国際医療交流拠点の形成と発展のため、「グローバルな視点での医療分野における人材育成」、「国際医療交流」、「先端医療機器・最新医療技術の開発・普及・啓発」に努め、この事業を通じて健全で豊かな地域社会をはぐくみ、健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的に設立いたしました。 具体的には以下の事業内容を掲げて活動を展開しております。

- ・医療の安全と質の向上に関する研究と啓発
- ・医療分野における国際交流(海外医療機関とのネットワーク構築、医療技術交流)
- グローバルな視点での医療分野における人材育成
- ・医療技術および医療機器に関する研究・開発(国内および国際共同研究)
- ・先端医療技術・医療機器に関する調査研究、情報収集及び普及啓発

当財団は、平成 26 年 10 月開館の「伊藤忠メディカルプラザ (IMP)」を拠点に、神戸医療産業都市において、神戸大学医学部附属国際がん医療・研究センター、神戸市立医療センター中央市民病院、兵庫県立こども病院等との連携、並びに海外の医療機関・研究施設とのネットワーク構築に努めながら、さらに臨床現場力の活用で医療機器及び医療技術の開発に努め、医療従事者(医師、看護師)及び企業の方々のニーズに応えられる専門集団を目指しております。本財団は医療分野における国際交流拠点を形成し、医療従事者人材育成と医療技術を通じて、社会の発展に寄与するために努力を続ける所存です。

つきましては、活動推進のためご寄付をお願いする次第です。

なお、こちらは公益財団法人(特定公益増進法人)へのご寄付となり、法人・個人ともに 優遇税制が適用(詳細は別紙参考資料をご参照ください)されます。別紙寄付金申込書に 記載の上、銀行口座へお振込みいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様のご健康とご発展を心よりお祈り申し上げます。

謹白

平成 30 年 1 月

公益財団法人 神戸国際医療交流財団 代表理事 後藤 章暢

寄付金申込み要領

- 1. 寄付先名称 公益財団法人神戸国際医療交流財団 代表理事 後藤 章暢
- 2. 寄付金申込み方法 郵送もしくは FAX
- 3. 寄付金申込み先

郵送の場合:

〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-4

IMPビル 1F

FAX の場合: 078-303-6224

- 4. 寄付金振込口座
 - ①みずほ銀行 神戸支店 普通預金 No. 1482913 口座名義 公益財団法人 神戸国際医療交流財団
 - ②三井住友銀行 神戸公務部 普通預金 No. 3049863 口座名義 公益財団法人 神戸国際医療交流財団
- 5. 問い合わせ先(事務局)

公益財団法人 神戸国際医療交流財団 〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-4

IMPビル 1F

TEL.078-303-6221 / FAX.078-303-6224 / e-mail:alto@kobeima.org 担当:事務局長 後藤 彰大

寄付金申込書

下記金額を公益財団法人神戸国際医療交流財団に寄付いたします。

	寄付金:			円	
平成	年 月 日				
	住 所				
	法人名				
	担当者名		印		
	担当者所属				
	電話番号				
	Eメールアドレス				
	振込み予定日	年	月	日	

振込み先口座に○を付けて下さい ①みずほ銀行 神戸支店 ・ ②三井住友銀行 神戸公務部

<参考資料> 公益財団法人に寄付をした個人・法人に対する税制優遇措置について

A 法人の場合(平成24年度より)

下記①と②の合計金額を上限として、損金算入することが可能です。

- ① 一般損金算入限度額(資本金等の額の 0.25%+所得金額の 2.5%)×1/4
- ② 特別損金算入限度額 (資本金等の額の 0.375%+所得金額の 6.25%)×1/2

< 例> 資本金 1,000 万円・年間所得 5,000 万円の法人が、1,000 万円を寄付した場合

損金算入限度額: ①318,750 円 + ②1,581,250 円 = 1,900,000 円

損金算入可能額: 190万円 (損金算入限度額と同額)

<イメージ>

①一般損金算入限度額

(資本金等の額の 0.25%+所得金額の 2.5%)×1/4

②特別損金算入限度額

(資本金等の額の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2

①と②の合計金額を上限として損金算入可能

+

○手続き等

この規定の適用を受けるためには、公益財団法人(特定公益増進法人)に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」を添付するとともに、その寄附金がその公益財団法人の主たる目的の業務に関連する寄附金である旨をその公益財団法人が証する書類などを保存しておく必要があります。

B 個人の場合

寄付金合計金額のうち、「寄附金額合計-2,000円」(所得金額の40%を上限として)を寄付金控除として課税所得から差し引くことができます。

<例> 年間総所得が800万円の人が100万円寄付した場合

控除限度額:800 万円×40% = 320 万円

控除可能額:100万円 - 2,000円 = 99万8,000円

(控除限度額内であるため、99万8,000円を控除可能)

※ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。